

埼玉環高第435号

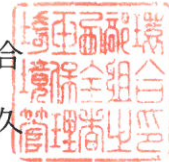
令和3年10月11日

鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会

会長 小久保 光男 様

埼玉西部環境保全組合

管理者 齊藤 芳久



公開質問状について（回答）

令和3年10月4日付けで貴職から照会のありました標記の質問について、別紙のとおり回答します。

別紙

(質問)

1. 回答によれば、令和3年度組合当初予算にあった地元対策費（2億円）を全額削減するとした補正予算（以下「地元対策費減額補正予算」という。）の決定に至る手続きにおいて、鳩山町の泉井地区並びに上熊井地区（以下「当地区」という。）との協議を行わなかった理由として、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備に係る地元対策費の交付に関する確認書（以下「確認書」という。）に基づき、地元対策事業の主体を鳩山町と認識したことを挙げています。

更には、地元対策費減額補正予算は、協定書の内容に及ぶものではなく、確認書に基づく組合と鳩山町との問題であるからとしています、

組合は、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）を本当に読んだのでしょうか。協定書を読んでいたならば、確認書に行く前に当地区との協議が必要であることに気付いたはずですが、

でも、そうしなかった。判断の過程で組合の目的達成を最優先にし、都合の良い取り決め事項を使い、さらには論理を飛躍させたのではありませんか。まさに恣意的と言わざるを得ない判断です。

組合には、当協議会及び当地区との協議を行わなかったことの過ちを素直に認める覚悟がありますか。その上で、当協議会及び当地区に謝罪する気持ちがありますか。真摯にお答えください。

(回答)

埼玉西部環境保全組合（以下「保全組合」という。）の基本的な考え方については、令和3年9月29日付け、埼西環高第408号で申し上げたとおり、地元対策費の交付は（仮称）鳩山新ごみ焼却施設整備に係る地元対策費の交付に関する確認書（以下「確認書」という。）に基づいた対応であり、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の運営等に関する協定書（以下「協定書」という。）の違反には当たらないものと認識しています。

また、確認書の締結に際しては、鳩山町から地元対策費の交付に伴う確認事項を明確にしたいとの申し出を受けたことから、保全組合正副管理者会議に諮り、交付に向けた合意形成を図ったところです。

なお、協定書第24条による協議とは、協定に定めのない事項を定める場合、協定の変更が必要となったときに甲である保全組合の管理者、乙である構成市町の長、丙である各区長により協議して定めるための規定であると承知しています。

確認書については、鳩山町と保全組合との間の事務手続きを確認したもので、協定書を変更し定めるものではないことから、協定書第24条に規定されている協議事項には当たらないため、協議の発議はしていません。

(質問)

2. 当協議会は、地元対策費の交付の相手方が、鳩山町であって、当地区ではないことについては、地方公共団体の予算執行の適正確保の観点から仕方ないものであると理解をしています。

しかし、組合が協定書第17条において、地元対策費を交付することを約束した相手方は、鳩山町と当地区であります。

協定書は、組合(甲)と鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町の一市三町(乙)と当地区(丙)を当事者として締結されたものです。協定書に記載されたことは、甲・乙・丙の全ての当事者を拘束するものです。

すなわち、それぞれが遵守すべき義務と責任を負うものと解されます。

今回の地元対策費減額補正予算の決定に関して言えば、当地区の立場は、直接地元対策費の交付を受けるものではありませんが、組合(甲)が当該焼却施設の建設・運営について、当地区に様々な迷惑や負担をかけることに配慮して、地元対策費を適正な行政財務の執行手続きを踏んで交付していただけると約束していただいたからこそ、焼却施設という迷惑施設の受入れに同意したものであります。

今回の地元対策費減額補正予算の決定では、協定書第17条第1項の履行に疑義が生じたものであり、当然に協定書第24条が適用されるものと解すべきであったと考えます。協定書作成の趣旨及び目的に照らしても当然のことと考えます。

組合には、地元対策費減額補正予算の方針決定に至る判断の過ちを素直に認める覚悟がありますか。その上で、当協議会及び当地区に謝罪する気持ちがありますか。真摯にお答えください。

(回答)

協定書第17条第1項は施設整備に伴い、丙である両地区の地域振興等に要する費用として、地元対策費を交付することを規定しているものであり、交付先までは指定していません。また、同条第3項では事業の具体的な実施は丙である各区長と

鳩山町との協議により決定すること、第4項では地域活性化事業に積極的に取り組むことを規定していることから、その実施主体は鳩山町にあるものと理解しています。

(質問)

3. 組合は、令和3年度の地元対策費は、いつでも予算化できる状態であるので、支払いの条件を鳩山町が整えれば、管理者の専決処分によっても予算化するとの回答があります。本当にそうできるのでしょうか。詭弁であれば、事は重大です。

管理者が専決処分を行える範囲は、管理者の専決処分に関する規程に該当する場合のみだと考えます。組合だからとしても、議会の権限を侵害するような処分はできないはずです。

改めて、管理者の専決処分の法令根拠等を当協議会に示し、専決処が行える状況であることを説明していただきたい。更には、予算化及び支払いの時期について、当協議会及び当地区に説明していただきたい。

(回答)

管理者の専決処分については、地方自治法第179条及び第292条に規定されています。

地元対策費の予算化に際しては、既に前回の質問時にもお答えしましたが、鳩山町において再発防止策を策定し、入札ルールを遵守するなど、適切な事務執行が行われていることが確認できる状態にあれば、保全組合としても地元対策費の予算化に向けた準備を進めたいとする考えに変わりはありません。

なお、9月22日に鳩山町長から管理者に対し、「鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書」の中間報告書が提出されました。その後、同月28日に構成市町主管課長会議を開催、今月5日には正副管理者会議が開催され、鳩山町における今後の執行体制をはじめ、地元対策事業の推進に向けた説明がありました。

これらの経緯を踏まえ、保全組合としては予算化の準備を進めているところです。

(質問)

4. 当地区に対していかように收拾を図るかとの問いについて、組合は公開質問状の回答を理解すれば解決するとしています。言っている意味がわかりませんが、単純に、令和3年度の地元対策費の支払いが完了すれば、それがすなわち地元との関係修復と考えているということなのでしょうか。

組合が引き起こした問題では、地元対策費削減補正予算も大きな問題でありますが、それ以上に重大な問題は、協定書に約束したことを組合自ら反故にしたことです。

組合が、当地区との收拾を終えるまでの間、当地区が協定書で約束した義務や責任を果たすことは保留にしなければならないことも想定しています。

つまり、組合は当面地元の協力は得られなくなる事態もありうるということです。

收拾には、今回の問題を引き起こした組合組織全般にわたる検証と改革が必要です。

検証に基づき組合改革にいかように取組むのか、そして、当協議会及び当地区との関係收拾を如何に図るのか、積極的に意志を示す必要があります。

(回答)

質問1及び2でもお答えしたとおり、協定書に反する行為は一切行っていないことから、協定を反故にしているとの認識はございません。

(質問)

5. 当協議会は、組合が公開質問状に対する回答で行った主張を改めるのであれば、協定書第24条に基づく協議を開催することを求めます。

ただし、もし協定書の趣旨を無視ないし軽視した形式的な解釈で、拒絶するものであれば、当協議会として二度目の協定書違反として本件をとらえることをあらかじめ通告します。

なお、誤解されているかもしれませんので、申し添えますが、当地区は地元対策費を当地区に交付せよということを、貴組合に求めているものではありません。本件のような不測の事態が生じた場合に、協定書に基づく協議をするという約束の履行を求めているのです。三者間で締結された協定書を大切に扱いたいという気持ちから求めているのです。その点を正しくご理解いただいた上で、改めて協定書第24条に基づく協議の場を持つつもりがあるのか否かについて、お答をお願いします。

(回答)

協定書第24条の協議については、甲、乙及び丙の全てが出席のもと協議されるもので、その発議については、甲である保全組合の管理者、乙である鶴ヶ島市長、毛呂山町長、鳩山町長、越生町長、丙である泉井区長並びに上熊井区長のそれぞれが発議者となることができます。

従いまして、区長が「協定に定めのない事項」「協定についての変更の必要」「疑義が生じたとき」に当たると判断した場合は、甲である保全組合の管理者、乙である構成市町の長、丙であるもう一方の区長あてに発議していただくこととなります。

なお、保全組合としては、乙である構成市町の長、丙である各区長から協議の発議があれば適切に対応させていただく考えです。